

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）

当社は金属加工業としての技術力と生産現場のノウハウを活かし、企業間の連携を以下の方針で積極的に推進します。

①共同開発・技術連携の促進

主要取引先や地元中小企業と連携し、製品開発段階からの技術共有や加工方法の改善提案を通じて、品質向上・コスト削減に貢献する「現場起点のオープンイノベーション」を推進します。

②事業承継支援の協力体制

地域の協力工場やパートナー企業における事業承継の課題に対して、M&A支援機関や金融機関と連携し、必要に応じて自社内での技術継承や雇用維持も視野に入れた支援を検討します。

③生産体制の相互補完

突発的な受注増や災害時対応を見据え、協力企業間での加工工程の相互受託・一部業務委託が可能な体制構築を進め、地域全体での供給安定に貢献します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費や

エネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

①人材育成と地域連携の強化

地域の高等学校・専門学校と連携した工場見学・インターンシップの受け入れ、技能教育への協力などを通じて、ものづくりの魅力を次世代に伝える活動を行っています。将来的な地域雇用の安定と人材確保を見据えた取り組みを継続していきます。

②カーボンニュートラルへの取り組み

社内照明のLED化、省エネルギー設備の導入、廃材の再資源化などを通じて、環境負荷の軽減に取り組むとともに、取引先企業とも協力して持続可能な製造体制を構築していきます。

③働きやすい職場環境の整備

社員一人ひとりが働きやすく、安心して成長できる職場環境づくりを進めています。従業員の声を反映した安全衛生活動の徹底や、育児・介護と仕事の両立支援制度の整備などを通じて、定着率の向上にも努めています。

株式会社 エヌシー・テック

企 業 名

代表取締役 柴田 桂輔

役職・氏名

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。